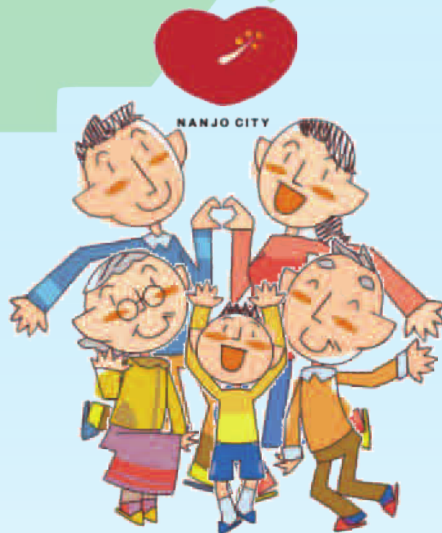




ゆまじり なんじょう四間切輝きプラン

— 第2次南城市男女共同参画行動計画 —

【概要版】

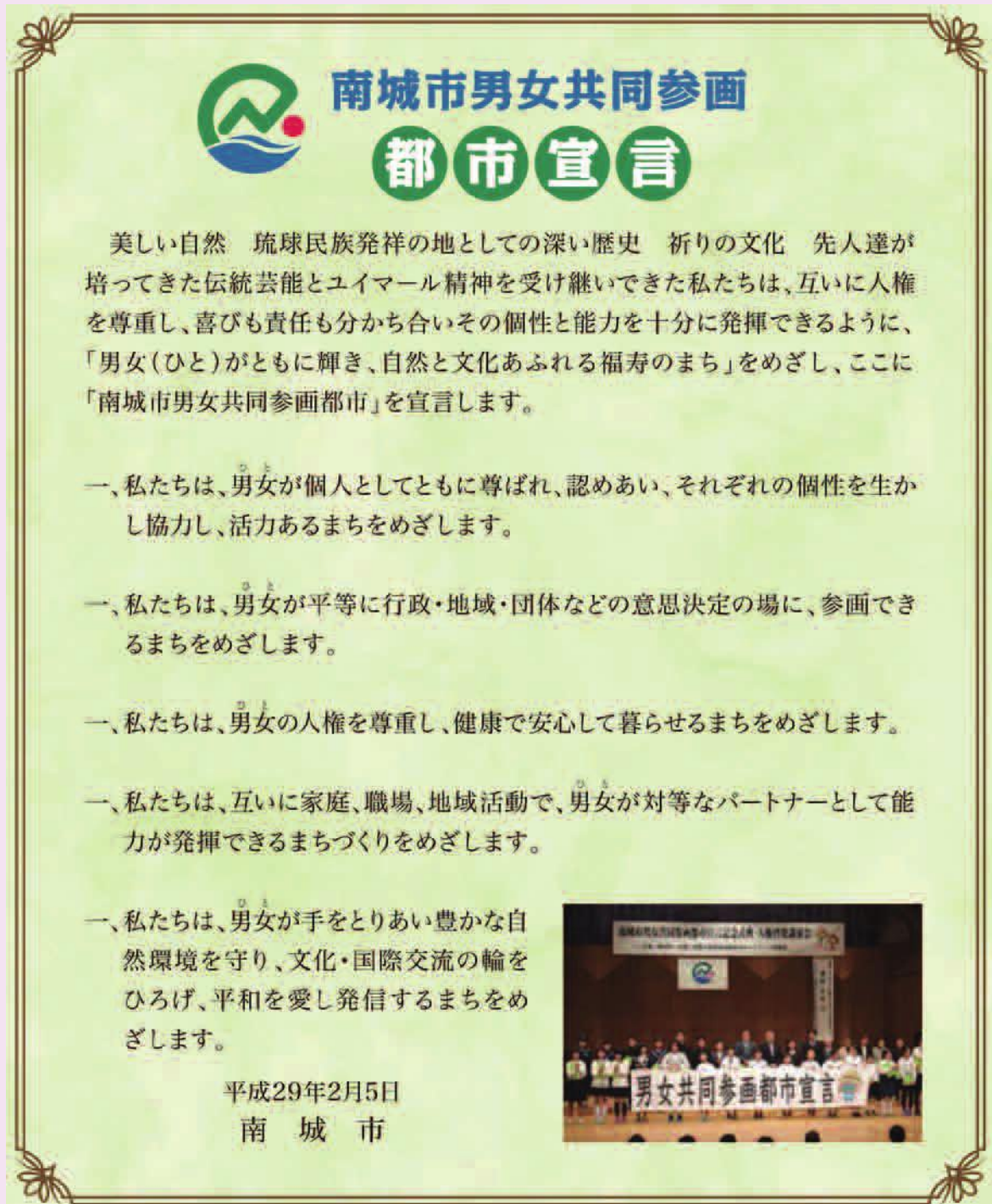


2018 (平成 30) 年 3 月

沖縄県 南城市

◆ 南城市男女共同参画都市宣言

南城市では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成 29（2017）年 2 月に男女共同参画都市宣言を行いました。




**南城市男女共同参画
都市宣言**

美しい自然 琉球民族発祥の地としての深い歴史 祈りの文化 先人達が培ってきた伝統芸能とユイマール精神を受け継いできた私たちは、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いその個性と能力を十分に発揮できるように、「男女(ひと)がともに輝き、自然と文化あふれる福寿のまち」をめざし、ここに「南城市男女共同参画都市」を宣言します。

- 一、私たちは、男女が個人としてともに尊ばれ、認めあい、それぞれの個性を生かし協力し、活力あるまちをめざします。
- 一、私たちは、男女が平等に行政・地域・団体などの意思決定の場に、参画できるまちをめざします。
- 一、私たちは、男女の人権を尊重し、健康で安心して暮らせるまちをめざします。
- 一、私たちは、互いに家庭、職場、地域活動で、男女が対等なパートナーとして能力が発揮できるまちづくりをめざします。
- 一、私たちは、男女が手を取りあい豊かな自然環境を守り、文化・国際交流の輪をひろげ、平和を愛し発信するまちをめざします。

平成29年2月5日
南 城 市



◆ 南城市男女共同参画推進条例

男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民等、教育関係者、事業者及び区・自治会の責務を明らかにするとともに、男女共同参画推進に関する施策について基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とした推進条例を平成 28（2016）年 11 月に制定しました。

◆ 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法第2条において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と位置づけられています。

◆ 計画策定の目的

本市では、「南城市男女共同参画行動計画～なんじょう四間切輝きプラン～」に基づく成果を活かすとともに、男女共同参画施策に係る本市の現状や課題、市民意識等を踏まえ、さらなる男女共同参画社会を実現するために「第2次南城市男女共同参画行動計画～なんじょう四間切輝きプラン～」を策定します。

◆ 計画の性格

「女性活躍推進法」の第6条第2項において、同法に関する施策を位置づけた「市町村推進計画」の策定が求められていることから、「南城市の女性活躍推進計画」も包含しています。（該当する施策に★を記載しています。）

◆ 計画期間

本計画は、2018（平成30）年度から2027年度までの10年間の計画として策定し、中間年度である2022年度に中間見直しを行います。

2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
第2次南城市男女共同参画行動計画（10年間）									
				中間見直し	第2次南城市男女共同参画行動計画<改訂版>				

基本理念

本市においては「誰もが自分らしく輝き、自由と文化あふれる福寿のまち南城市」を基本理念として掲げ、市民一人ひとりが互いの人権を認め合いながら、それぞれ持つ意思や力を活かし社会のあらゆる分野の活動に参画し、自分らしい生活を営むことの出来る元気で魅力ある南城市男女共同参画社会を目指すために、4つの基本方針のもと施策を展開していきます。

**誰もが自分らしく輝き、
自由と文化あふれる福寿のまち南城市**



1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

男女共同参画社会の実現には、誰もがその個性と能力を十分に発揮し、社会的に自立する社会を形成していくことが大切です。また、男女共同参画社会の目指す理念や目的、重要性について、市民に広く理解していただく必要があります。しかし、家庭や職場、地域等において「男らしさ、女らしさ」といった固定的な役割分担意識が未だ根付いている様子がうかがえます。市民自ら固定的役割分担意識に気づき、その解消に向けて行動することが大切です。そのため、男女共同参画に関して多様な情報媒体やあらゆる場面を活用した啓発活動や情報発信を行います。

また、次世代を担う子どもたちが性別にかかわらず、その能力を十分に発揮できるよう、学校教育における意識啓発等を進めていきます。

◆施策項目

(1) 男女共同参画意識の浸透	1) 多様な媒体や機会を活用した普及啓発と学習機会の確保 1. なんじょう四間切輝きプラン及び条例、宣言等の周知 2. 男女共同参画に関するイベントや各種講座における意識の普及 3. 広報なんじょうや市ホームページ等での周知活動の充実 4. 男女共同参画に関する資料・図書の収集 2) 各種団体との連携による男女共同参画意識の普及 5. 各種団体との連携による男女共同参画意識の普及
(2) 男女共同参画社会の実現に向けた次世代の意識啓発	1) 学校等における男女共同参画教育の推進 6. 保育や教育現場における男女共同参画教育の推進 7. 男女共同学習の推進 8. 男女混合名簿の導入促進 9. PTA活動における研修開催の促進 2) 教職員等に対する研修の実施 10. 教職員等に対する研修の実施

2 誰もが個性と能力を発揮するための意識と環境づくり

誰もがその環境の中でいきいきと活力に満ちた生活を送るためには、一人ひとりの個性や能力を発揮できる環境づくりが必要です。こうしたことから、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発や女性のエンパワメントの推進等により、家庭や地域、職場といったあらゆる場面において、性別に捉われることなく互いの能力を発揮できるまちづくりを目指します。

そのため、方針決定の場における女性の参画拡充や庁内における女性管理職の登用率（20%）を目指すとともに、女性リーダーの育成にむけた研修機会の充実を推進します。

※エンパワメント：誰もが潜在的に持っている能力や個性を高め、発揮できること

◆施策項目

★は女性活躍推進法に基づき位置づけた「南城市の女性活躍推進計画」の施策

(1) 行政や各種審議会等への女性の積極的登用	1) 各種審議会、委員会などへの女性の登用 11. 各種審議会、委員会などへの女性の登用（35%）★ 12. 教育委員及び学校評議員などへの女性の登用（35%）★ 2) 南城市の女性職員の管理職等への登用と能力開発の推進 13. 南城市における女性職員の積極的登用（20%）★ 14. 女性職員のさらなる能力開発と職域の拡大★ 3) 女性のリーダーの確保と女性のネットワークづくり 15. 女性リーダーの育成と女性人材に関する情報収集★ 16. 女性団体連絡協議会（仮称）の設置
(2) 自治会や各種団体の役員等、地域運営への女性の参加促進	1) 自治会や各種団体の役員等、地域運営への女性の参加促進 17. 自治会や各種団体等、役員への女性の積極的参加★ 18. 各種団体などへの学習の促進 19. まちづくりへの女性の参画支援★
(3) 職場における男女共同参画の実現	1) 職場における男女共同参画の実現 20. 男女均等な雇用機会と待遇の確保★ 21. 働きやすい職場づくりと積極的改善措置の推進★ 22. 女性の就労・再就職支援及び起業支援のための各種相談や情報提供★ 23. 企業等における各種ハラスメントの防止に対する啓発★
(4) ワーク・ライフ・バランスの推進	1) ワーク・ライフ・バランスの推進 24. ワーク・ライフ・バランスの普及啓発★ 25. 男女共同参画の視点にたった多様な働き方への見直しの促進 26. 働く女性の妊娠・出産に関する制度の普及★ 27. 安心して子育てができるサービスの充実★ 28. 男性の家事・育児・介護など家庭生活への参加促進 29. 子育てと仕事の両立に向けて積極的に取り組む企業の情報発信★ 30. 市の男性職員の育児・介護休業取得の推進
(5) 活力ある農漁村の実現に向けた取り組みの充実	1) 家族経営協定締結の普及促進 31. 家族経営協定締結の普及促進 2) 体験・滞在型観光の振興、地域資源活用への女性の積極的参画 32. 体験・滞在型観光の振興 33. 地域づくりを行う各種団体への支援 3) 女性が活躍できる地域づくりに向けた女性団体・グループの育成 34. 女性が活躍できる地域づくりに向けた女性団体・グループの育成★

市民が生涯を通して心豊かで安心した生活を送るためには、一人ひとりの人権や健康が守られ、互いの身体的・性的差異を理解し合うとともに、多様な価値観を認め合って生きていくことが求められます。

そのため、多様な性に関する人権尊重の意識啓発、配偶者等からの暴力（DV）やあらゆるハラスメントなどの人権侵害の根絶、性に配慮した健康支援、高齢者および障がい者、ひとり親家庭の生活支援等、互いの性や人権等を尊重しつつ、広い視野で多様な価値観を認め合い、すべての市民にとって住みやすいまちづくりを目指します。

◆施策項目

★は女性活躍推進法に基づき位置づけた「南城市の女性活躍推進計画」の施策

(1) 人権が尊重され、多様性を認め合う社会づくり	1) 人権尊重の意識啓発と相談の充実 35. 人権尊重の意識啓発 ★ 36. 人権・行政相談の充実 37. 教育相談事業の充実 38. メディア・リテラシーの推進 2) 多様な性の尊重 39. 多様な性の尊重
(2) あらゆる暴力をゆるさない社会の実現	1) あらゆる暴力をゆるさない社会の実現 40. あらゆる暴力を防止し根絶するための意識啓発 41. 相談窓口の周知と相談支援体制の充実・強化 42. DV等の早期発見及び早期対応の連携の充実 43. DV等被害者情報の保護 44. DV等被害者の生活の再構築や自立支援の充実 45. 児童虐待への適切な対応 46. 高齢者、障がい者等への暴力（虐待等）への適切な対応 47. DV防止のための基本計画の策定 48. ハラスメントの防止に向けた意識啓発
(3) 生涯を通じた健康支援	1) 生涯を通じた健康支援 49. リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の尊重 50. 発達段階に応じた性教育の機会の確保 51. 生活習慣病対策の支援 52. 性差に応じた各種健（検）診等の受診勧奨 53. 妊娠から子育て期までの一貫した母子保健サービスの推進 ★ 54. 不妊に関する相談支援の充実
(4) 生活上の困難を抱える世帯などの自立支援	1) 生活上の困難を抱える世帯などの自立支援 55. 介護予防事業の充実と高齢者の生きがいつくりの支援 56. 高齢者及び障がい者に対するサービスの充実と生活環境の整備 57. ひとり親家庭への支援
(5) 安心して暮らせる地域づくり	1) 安心して暮らせる地域づくり 58. 安心して暮らせる地域づくり

暴力は絶対ダメなん！



ハートのまちなん♡



皆で伝統行事に参加するなん！



南城市のまちづくりには「平和」「文化」「自然」は重要な分野です。しかし、これら分野と男女共同参画の関連性が見えにくく、男女共同参画の理念を基礎としたまちづくりが市民に十分浸透していない状況です。

そのため、平和に向けた国際交流、文化都市の創造に男女が共に関わり、男女共同参画の視点を取り入れたまちづくりを目指します。

◆施策項目

★は女性活躍推進法に基づき位置づけた「南城市の女性活躍推進計画」の施策

(1) 平和な社会づくりへの貢献	1) 平和な社会づくりへの貢献 59. 市民への多様な平和教育・平和学習の推進 60. 男女共同参画に関する国際的な動向や情報の把握と情報発信 61. 異文化交流や国際交流等の推進
(2) 男女共同参画による文化活動の推進	1) 男女共同参画による文化活動の推進 62. 男女共同参画の視点にたった伝統文化の紹介、普及 63. 伝統文化の伝承と文化の創造への女性などの参加機会の充実 ★ 64. 南城市の女性史の研究と発行

重点プロジェクト

重点プロジェクト	施策の方向および施策の内容
① 基本方針 1 なんじょう四間切輝きプラン 及び条例、宣言等の周知	なんじょう四間切輝きプラン及び南城市男女共同参画推進条例、南城市男女共同参画都市宣言等の目標などについて、いろいろな年代にあわせてわかりやすく市民に周知し、男女共同参画の理解促進を図ります。
② 基本方針 1 各種団体との連携による男 女共同参画意識の普及	地域で活動している各種団体（青年会、老人クラブ、商工会女性部、女性会、PTA連合会、農漁村生活研究会等）へ男女共同参画に関する情報を発信し、男女共同参画の視点から活動に取り組んでいただけるよう働きかけます。そして、各種団体の活動と連携し、男女共同参画意識の普及・啓発を図ります。
③ 基本方針 2 各種審議会、委員会などへ の女性の登用（35%）	男女共同参画社会の実現に向け、政策・方針決定への女性の参画拡大は重要です。市の審議会、委員会などの女性登用は目標に達しておらず、加えて市女性管理職の割合は市部の中でも低いことから、多角的な視点をまちづくりへ反映させるため、引き続き委員への女性登用を積極的に行います。
④ 基本方針 2 男性の家事・育児・介護 など家庭生活への参加促進	家事や育児、介護などの家庭生活をパートナー同士、家族同士がともに支え合いながら行うものとして捉え、女性の負担過重を軽減するため、特にこれまで家事等の経験のない男性の家事分担に役立つ学習の機会（料理教室等）や育児・介護休業等の情報提供の充実を図ります。また、家事、育児、介護等、家庭生活への男性の参加促進に取り組みます。
⑤ 基本方針 3 人権と多様な性の尊重	次代を担う子どもたちが健やかに、その個性と能力を十分に発揮し、幼少期から互いの価値観を認め合う意識を育む人権教育等を進め、性的志向や性自認などによる偏見や差別のない、自分らしい人生を選択することができる南城市を目指し、様々な機会や情報媒体を通して意識啓発を図ります。
⑥ 基本方針 3 あらゆる暴力（DV）対策の 推進	配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であり、犯罪となる行為で男女共同参画社会の実現を阻害するものです。DV防止のための基本計画を策定し、暴力を未然に防ぐための意識づくりを進めるとともに、被害者などが相談しやすく、適切な支援が受けられるよう関係機関とともに体制の強化に努めます。
⑦ 基本方針 4 伝統文化の伝承と文化の 創造への女性などの参加 機会の充実	南城市では伝統芸能の伝承、工芸、芸能等、伝統文化の復元復興、新しい文化の発信に取り組んでいます。これらの活動に男女共同参画の意識をもって幅の広い人材を活かし、女性をはじめ誰もがその担い手として活躍できるよう、一層の活動の充実や参加機会を創出します。

